

平成29年度

滋賀県人権施策基本方針および
滋賀県人権施策推進計画関連施策
実施状況（概要版）



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、すべての人が将来も持続的に「心」で豊かさを実感できるよう、すべての人に居場所と出番のある共生社会をつくることを施策の一番に掲げ、「滋賀県基本構想」や「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に基づき、様々な取組を進めています。

人間としての尊厳が保障され、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、そうした共生社会をつくっていくうえで最も大切な基盤のひとつです。

しかし、高齢者や障害者等への虐待、いじめや様々なハラスメントなどに加え、性の多様性など、人権に関わる課題はますます複雑化・多様化しています。また、他人を誹謗・中傷したり差別を助長するような書き込みや情報の拡散など、インターネット上の人権侵害はますます深刻化しています。

こうした中、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（4月1日施行）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（6月3日施行）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（12月16日施行）」が施行されました。

本県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する施策の積極的な推進を県の責務と規定しており、平成15年（2003年）3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を総合的、計画的に推進するための行動計画として策定した「滋賀県人権施策推進計画」を社会情勢や法の整備等を踏まえ平成28年3月に改定しました。

様々な人権課題に対応するため、この基本方針や推進計画に基づき、庁内横つなぎで、市町とも十分連携を図りながら、人権施策の推進に努めています。

この冊子は、「滋賀県人権施策基本方針」および「滋賀県人権施策推進計画」に基づき県が実施した施策の実施状況の報告資料として、重点事業や新規・拡充事業を中心にまとめたものです。

目 次

基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発	1
2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実	4

重要課題への対応

1 対象者別	
①女性	6
②子ども	8
③高齢者	10
④障害者	12
⑤同和問題	13
⑥外国人	14
⑦患者	15
⑧犯罪被害者	16
⑨その他の対象者別人権課題	17
2 その他の人権課題	19
①個人情報の保護	
②インターネットによる人権侵害	
③ヘイトスピーチ	
④災害発生時の人権問題	

基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発

人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- 一人ひとりが能力を発達し、自己実現を図る
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
- 自発的な学習のための環境づくり

(1) 人権教育

① 家庭教育

家庭教育活性化推進事業（生涯学習課）

「家庭教育学習資料」を活用した講座を開催し、家庭教育支援活動の啓発や「語り合いを通じた親育ち」の活動を促進しました。

○親育ち・家庭教育学習講座

3回開催 参加者合計169名



② 就学前教育・学校教育

自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業（人権教育課）

人権の視点を教育活動の根幹に位置付け、学校・幼稚園・保育所、関係機関、家庭、地域社会がつながり、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進するとともに、その成果を県内に広げました。

事業実施 30学区

推進交流会 3回開催

ブロック別交流研究会 4回開催

③ 社会教育

(2) 人権啓発

① 県民に対する人権啓発

人権全般に関する啓発（人権施策推進課）

人権意識の高揚を図るため、広報誌や啓発冊子の発行、様々なメディアを活用した啓発活動を行いました。啓発にあたっては、平成23年度に制作した人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を活用し、親しみやすくわかりやすい内容で、テレビスポット広告や新聞広告、ポスターなどを通じて、身近なところからあらためて人権について考えてもらえるように啓発に努めました。



ポスター（人権週間編）

啓発物品(メモ帳・人権週間編)



新聞広告(同和問題啓発強調月間)



テレビスポット広告(「多文化共生」編)



啓発冊子(スマホとの付き合い方)



じんけんフェスタしが2017 (人権施策推進課)

大人も子どもも楽しみながら人権について学んでいただける総合的な啓発イベントとして、毎年9月の同和問題啓発強調月間に開催しています。

- ・日時 9月2日(土曜日) 10時~16時
- ・場所 あいこうか市民ホール・碧水ホール
- ・参加者 約1,800人
- ・スローガン その言葉、クリック(発信)



しても大丈夫!?!~やさしい気持ちで、ハートもクリック~

- ・講演会 「いのちを支える言葉、心を傷つける言葉~ネット社会の落とし穴」
ノンフィクション作家・評論家 柳田邦男さん



- ・その他 映画上映「アナと雪の女王」、絵本の読み聞かせ、啓発パネル展示、人権相談コーナー、関係団体等によるブース出展 等



絵本の読み聞かせ



啓発パネル展示



関係団体による展示・ワークショップコーナー



甲賀市内保育園、幼稚園児のぬり絵展示

人権ふれあい啓発（人権施策推進課）

県内のイベントや商業施設等において、多くの方にジンケンダーと一緒に紙芝居や手話歌などを通して、人権の大切さについて考えていただきました。

○6回開催 参加者合計3,840名

また、幼稚園や小学校などでは、紙芝居やパペット人形を使った劇を通して、子どもたちはジンケンダーと一緒に「ポカポカ言葉」「チクチク言葉」のことを学び、自分や友達を大切にすることについて考えました。

○3回開催 参加者合計332名



人権啓発活動ネットワーク協議会事業（人権施策推進課）

プロバスケットボールチームの滋賀レイクスターズや実業団バレーボールチーム「東レアローズ」の協力を得て、お互いに相手を思いやることの大切さなど、人権について子ども達と選手と一緒に楽しく学ぶ啓発活動を実施しました。

○じんけん教室の開催

3回開催 参加者合計316名



若年層向け人権啓発講義（人権施策推進課）

若い方々に、人権は身近なものであり、人権が尊重される社会づくりに向け、一人ひとりが考え行動していかねばならないという意識をより強く持っていただこうと、県内大学と連携し、人権分野の最前線で活動されている専門家から講義をいただきました。

○2回開催 参加者合計110名



②事業者に対する人権啓発

企業内人権啓発推進等事業費（商工政策課）

企業において、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての理解を深め、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、市町が行う啓発事業への助成を行い、一定の成果を上げています。

○事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置率

97.1%

企業内公正採用・人権啓発推進月間ポスター



《課題》

人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の観点から、日常生活のあらゆる場面において、人権感覚を高めるための教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うと答えた人の割合は55.4%となっている反面、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.4%で最も高いものの、「特に考えていない」「なりゆきにまかせる」など、消極的な回答をする人が増加する傾向も見られます。

このため、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組みとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な切り口で啓発テーマを設定し、啓発手法を工夫しながら、特に人権への意識が希薄な人に対しての研修や啓発の提供に努めていく必要があります。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

① 総合的な相談窓口の設置・運営

人権侵害に関わる相談・支援は、国では法務局で実施されていますが、県においても、人権に関する総合的な相談窓口として人権相談室を設置する（公財）滋賀県人権センターに対し支援しました。

(公財) 滋賀県人権センター人権相談室の運営 (人権施策推進課)

平成29年度 新規相談件数 88件

対応延べ件数 490件

②専門的な相談窓口の充実

人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など、専門的な相談窓口の充実を図りました。

○女性

・男女共同参画相談件数 (男女共同参画センター)

総合相談 3,429件

専門相談 DVカウンセリング 107件

法律相談 27件

・配偶者暴力相談支援センターDV相談件数

(中央・彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター)

延べ件数 868件

○子ども

児童虐待相談件数

(中央、彦根、大津・高島子ども家庭相談センター) 1,980件

○高齢者・障害者

高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数

(権利擁護センター) 延べ件数 188件

○外国人

生活相談件数 (ポルトガル語・スペイン語・タガログ語)

((公財)滋賀県国際協会) 698件

○患者

医療安全相談相談件数 (医療安全相談室) 延べ件数 613件

③ 相談機関の連携

④ 相談窓口のPR

⑤ 相談員等の資質向上と体制強化

人権に関する相談支援体制の充実 (人権施策推進課)

県では、様々な人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるよう、国・県・市町などの51の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図っています。

また、多くの方に人権相談窓口のことを知っていただくため、相談窓口を一覧にしたリーフレットを市町や関係機関で配布するとともに、イベントや研修会などで参加者に配布しました。



さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図るため、参加機関のニーズを踏まえ、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有や意見交換を行いました。

- ・ 3 開催 参加者合計 105 名
- ・ テーマ 「犯罪被害者等」「ひきこもり」「多様な性」



《課題》

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を引き続き国に要望して行く必要があります。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各機関等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もしなかった」と答えた人は39.4%となっていることから、適切な相談機関につながるよう、相談窓口のより一層の周知に努める必要があります。

重要課題への対応

1 対象者別

新…新規事業 拡…拡充事業

① 女性

- 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進
- 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- 総合的・計画的な関連施策の推進

多様性実感事業 **新** (女性活躍推進課)

男女共同参画社会の形成にむけ、固定的な性別役割分担意識の解消を目的に、多様な生き方や考え方を実感できるワークショップを実施し意識変容を促しました。また、女子中学生の多様な進路選択を支援する動画およびリーフレットを作成しました。

- 多様性実感カフェの開催

2回開催 参加者合計 112名

○中学生向け進路選択支援DVD

「もしかして私リケジョかも」の作成および配布（県内全中学校）

女性の多様な働き方普及事業 **拡**（女性活躍推進課）

女性の多様な働き方を普及するため、育児や介護などの理由により、外で働くことが困難な女性を対象とした在宅での働き方を考えるセミナーおよび企業を対象とした在宅ワーカーの活用についてのセミナーを開催しました。

- 在宅ワーク入門セミナー 3回開催 参加者合計150名
- 在宅ワークスタートアップセミナー 4回開催 参加者合計123名
- 在宅ワーク企業向け在宅ワーカー向けセミナー&ミニマッチング交流会
 - ・在宅ワーカー交流会 参加者29名
 - ・在宅勤務導入・在宅ワーカー活用セミナー 参加者19名
 - ・マッチング交流会 参加者29名・6社

仕事と生活の両立支援事業（女性活躍推進課）

「イクボス」の養成・実践のためのセミナー等の開催、働き方の見直しや子どもとのかかわり方等を夫婦等で考える講座の開催により、仕事と生活の両立に向けた環境整備を行いました。

- 滋賀のイクボス養成講座
 - ・経営者向けセミナー 参加者78名
 - ・管理職・人事担当者向けセミナー 参加者67名
 - ・出前講座 3回開催 参加者合計168名
 - ・研究会 2回開催 参加企業合計47社
- 滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト
6回開催 参加者合計97名



滋賀マザーズジョブステーション事業 **拡**（女性活躍推進課）

「滋賀マザーズジョブステーション」「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」を運営し、出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性等を対象として、仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行いました。

また、滋賀労働局との連携により、県立男女共同参画センター内とJR草津駅隣接の商業施設内の2か所の運営を行うとともに、湖北地方での出張相談を実施し、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供、職業紹介、託児など一貫した就労支援をワンストップで行いました。

- ・相談件数 5,699件
- ・就職件数 815件



《課題》

少子高齢化や単身世帯の増加など、家庭や地域を取り巻く環境が変化する中、家族の絆、地域の絆を大切にし、活力ある地域社会を築くためには、防災やまちづくりなど、地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、男女が共に支え合える環境づくりを進めていくことが求められています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をみると、平成26年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「同感しない」割合は53.2%と過半数を超え、徐々に変化はみえるものの、「同感する」割合は41.2%となっており、固定的な性別役割分担意識の解消は十分には進んでいない状況です。

また、人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、女性の人権についてどのようなことが問題だと思うかたずねたところ、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「家庭において、「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識があること」、「職場において、採用あるいは昇進などで男女の待遇に違いがあること」の順となっています。

本県は女性の労働力率のM字カーブの谷が深い一方、職に就いていない女性の多くが就労を希望していることから、女性が仕事と家庭を両立し、能力を十分に発揮できるよう取組を進める必要があります。また、事業主や職場の上司の意識改革を進め、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らせる環境づくりを進めることが求められています。

被害者の多くが女性であるドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人からの暴力)、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、重大な人権侵害として根絶しなければなりません。これらの暴力の背景には、男女が置かれている経済的な状況や固定的な性別役割分担意識などがあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

② 子ども

- 子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- 児童虐待防止総合対策の推進
- 社会全体で子育て・子育てを支える
- 不登校への対応
- いじめへの対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

子どもを虐待から守る「次世代育成プロジェクト」**新**（警察本部・少年課）

児童虐待防止対策と長年関わっているNPO法人や企業等と協働し、滋賀県出身の女優をリーダーとして委嘱し、児童虐待防止啓発ポスターを作成したほか、啓発用動画を製作し、インターネット上に公開する等県民広く啓発するとともに、県内の高校生を対象とした児童虐待防止学習活動を実施しました。

- 児童虐待防止啓発ポスターの作成 1,600枚
- 児童虐待防止学習活動 14校24回

「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」設置事業 **新**（子ども・青少年局）

ニート、引きこもり、不登校、発達障害者等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の総合相談窓口を開設し、相談事業を実施しました。

- 電話相談：H29年度 323件
- 来所相談：H29年度 199件
- ※ 思春期相談（摂食障害、自傷、PTSD）、ひきこもり相談（6か月以上交流なし、所属なし）を除く。

スクールソーシャルワーカー活用事業（幼小中教育課）

19小学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。また、市町内活用および緊急派遣等で支援した学校を含めると、184校（小学校113校、中学校51校、高等学校10校、特別支援学校10校（平成30年3月末現在））に派遣し、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高めました。

みんなで淡海子ども食堂をつくろう！応援事業 **拡**（子ども・青少年局）

生きづらさやしんどさを抱える子どもを地域で支える子どもの居場所として、「淡海子ども食堂」を県内全域に展開し、人のつながりや支え合いを大切にしたい、新しい地域福祉の芽が県内各地に広がることを目指しました。

- 子ども食堂の実施箇所数 95か所（平成30年3月末時点）

《課題》

滋賀県における平成29年（2017年）の合計特殊出生率は1.54と、全国の1.43と比較すると高い水準にありますが、人口維持に必要とされる人口置換水準の2.07を大きく下回っています。

少子化の背景には、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどがあります。

子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増しています。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に関する相談件数については、社会全体の関心の高まりもあり、5年前の平成24年度（2012年度）4,270件から平成29年度（2017年度）6,392件と年々増加しています。平成28年4月1日には「大津・高島子ども家庭相談センター」を新たに開設、3センター体制としたところであり、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、子どもの権利利益の擁護の観点から児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行っていくことが必要です。

また、いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を平成29年（2017年）に改定し、いじめの問題への対応を学校だけではなく社会における重要課題と位置づけるとともに、インターネット上のいじめへの対応や関係機関との連携強化などの対策を追加し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

③ 高齢者

- 健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- 医療福祉・在宅看取りの推進
- 地域包括ケアの推進
- 認知症対策の推進
- 高齢者虐待の防止と権利擁護
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

認知症介護対策推進事業（医療福祉推進課）

認知症の人に安心な医療・介護サービスを提供する人材を育成するため、保健・医療・福祉の関係者を対象に認知症への理解を深めるための研修を行いました。

- 認知症地域連携推進研修 参加者 36名
- 医療従事者向け認知症対応力向上研修
 - ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 106名修了
 - ・看護職員認知症対応力向上研修 36名修了
- 認知症地域支援推進員研修 28名修了
- 認知症初期集中支援チーム員研修 31名修了
- 市町権利擁護人材育成事業 2市
- 認知症相談医養成研修 42名修了
- 認知症サポート医養成事業 25名修了（うち公費派遣15名）
- 歯科医師認知症対応力向上研修 39名修了
- 薬剤師認知症対応力向上研修 167名修了
- 認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会 参加者 300名



高齢ドライバーの運転支援事業 **新**（警察本部・交通企画課）

車の運転に不安を感じている高齢者に、自動車教習所で実車走行や適性検査等を実施し、加齢による視力や身体能力の低下による運転能力の影響を体感してもらった上で、「運転操作の見直し」や「運転免許返納を考える機会」となる場所の提供となることを目的に、自動車教習所で高齢ドライバー運転支援事業の展開を図りました。

- 「認知・判断力診断」冊子による診断受講者数
約 15,000名
- シルバー・ドライバーズ教習の受講者数
99名
- シルバー・ドライバーズ教習申込後の免許自主返納者数
3名



高齢者虐待防止対策事業（医療福祉推進課）

高齢者権利擁護推進会議を開催し、情報の提供および関係機関・団体の役割や連携のあり方について検討しました。

- 高齢者権利擁護推進会議 参加者数 12名
- 高齢者権利擁護支援センターの運営委託
- 身体拘束廃止実態調査事業

《課題》

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は、平成22年（2010年）には20%を超え、平成37年（2025年）には27.5%となることが予想されています。

また、認知症の人は平成37年（2025年）には65歳以上の約5人に1人になると見込まれており、国においては平成27年（2015年）1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定したところです。平成30年度は医療計画の改定、診療報酬・介護報酬同時改定、国民健康保険制度の広域化など、医療・介護制度改革の大きな節目に当たります。

本県では、こうした状況を踏まえ、介護保険事業の主体である市町や関係団体等とともに、2025年の目指すべき姿を描きながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を平成30年3月に改定しました。

このように高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らせる社会が求められていますが、高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限が設けられたりして、働く場が十分に確保されない状況があります。一方で、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む)や、財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束という問題もあります。高齢者を狙った消費者被害の未然防止や、高齢ドライバーによる交通事故抑止対策なども必要です。

さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な負担が増大している現状もあります。

④ 障害者

- 「ともに暮らす」
- 「ともに学ぶ」
- 「ともに働く」
- 「ともに活動する」
- 共生のまちづくり

障害者差別解消推進事業 **新**（障害福祉課）

障害者差別の解消をはじめ、共生社会づくりを目指すための条例の検討、障害者差別・虐待等に関する相談・通報への対応、障害者差別に関する相談等について情報共有等を行う障害者差別解消支援地域協議会の運営などの取組を実施しました。

○社会福祉審議会内に条例検討専門分科会を設置し、条例骨格の検討を行いました。

- ・社会福祉審議会 3回
- ・条例検討専門分科会 4回
- ・条例検討専門分科会ワーキング 7回

○障害者差別・虐待等に関する相談・通報への対応を行いました。

○障害者差別解消支援地域協議会を開催し、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築しました。

- ・障害者差別解消支援地域協議会の開催 2回

ポテンシャル発見！障害者雇用推進事業（労働雇用政策課）

職場体験の実施を通じて、事業所と障害者がともに障害者雇用の可能性を発見し、より多くの就労につなげることで、法定雇用率の達成と障害者の職業生活における自立と社会参加の促進を図りました。

- ・利用企業 225社
- ・利用者 365名
- ・就職者 171名

《課題》

滋賀県の平成29年度（2017年度）における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者55,309人、知的障害者13,524人、精神障害者9,663人と、いずれも増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

平成28年4月1日、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由に入店を拒否されるなどの事案が発生している状況があります。このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すための条例を整備していく必要があります。

本県では障害者施策の基本方針、施策の実施計画として平成27年度に策定した「滋賀県障害者プラン」を平成30年3月に一部改定し、重点施策に「意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上」などを新たに盛り込むとともに児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画を追加するなどの見直しを行いました。

また、平成29年6月1日現在の県内における障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率は2.13%（法定雇用率2.0%）、法定雇用率達成企業の割合は60.7%（全国平均50.0%）で、約4割が未達成という状況です。障害者の就労支援に向けたこれまでの取組が一定の成果をあげてはいるものの、障害者雇用の一層の促進に向けて各関係機関が連携して取組を進めていく必要があります。

グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システムの構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

⑤ 同和問題

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

人権啓発活動推進費（人権施策推進課）

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付けています。「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に街頭啓発や啓発パネル展示、啓発広告の放送など、様々な啓発活動を推進しました。



月間街頭啓発（JR石山駅）

えせ同和行為に対する取り組み（人権施策推進課）

県・市町や事業者、関係機関・団体等で構成する「えせ同和行為防止滋賀県民会議」において、えせ同和行為の排除に向け、情報収集を行い、県内におけるえせ同和行為の疑いのある事例を含む19件の相談事例についての情報を共有しました。

《課題》

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差は大きく改善されました。

しかしながら、インターネットの普及等情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況に変化が生じてきたことや、現在もなお部落差別が存在していることを踏まえ、平成28年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されています。

また、人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は40.2%となっています。同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから正しく学ぶことが大切です。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組が引き続き求められています。このため、教育・啓発活動を、国・県・市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組む必要があります。

⑥ 外国人

- ころが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

多文化共生推進事業(観光交流局・(公財)滋賀県国際協会)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な地域の構成員として、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現のために各事業を実施しました。

○ 多文化共生地域人材等育成事業

「多言語・翻訳アワー in 滋賀」

滋賀県の翻訳・多言語対応について、外国人や翻訳者がどのような困難・失敗に直面したのか、その経験談を4回にわたって共有しあった。共有された意見は、「滋賀県翻訳・多言語対応ガイドライン」として策定し、公表しました。



「滋賀県翻訳・多言語対応ガイドライン」
4回開催 参加者合計 56名

○「データ利活用で推進する多文化共生」 2回開催 参加者合計 30名
多文化共生の現状把握や在住外国人支援について、行政が持つ統計データ、また生活関連データをどう利活用すればよいか、その使い方を行政ならびに県民と
考え、共有しました。

○外国人相談窓口業務

(公財) 滋賀県国際協会に相談窓口を設置しました。

相談件数 698件

・月～金 10時～17時 ポルトガル語、スペイン語 <相談員 2名>

・月～木 10時～17時 タガログ語 <通訳・翻訳員 1名>

○生活情報紙発行事業

(公財) 滋賀県国際協会において、ボランティアの協力を得て生活情報紙を編集
発行しました。

8言語 20,000部 年4回発行

《課題》

県には平成29年(2017年)12月末現在、93か国1地域の26,533人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はブラジル29.9%、中国・台湾118.5%、
韓国・朝鮮17.2%などとなっています。

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことにより、
日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米国籍の日系人を中
心に外国人人口が増加しました。

これらの外国人住民の多くは、派遣や請負の雇用形態で、製造業等の現場を中心とし
て就労していることから、外国人人口は経済状況の変化により大きな影響を受けており、
平成20年(2008年)のリーマンショック以降、減少傾向であった外国人人口は、
平成27年(2015年)からは増加に転じています。また、近年では、ベトナム、イ
ンドネシア国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られます。

国においては、外国人労働者の受入れ拡大に向けた施策が検討されていることから、
今後、アジア地域からの技能実習生や留学生、国際結婚による外国人配偶者等、外国人
人口は更なる増加が見込まれ、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在
の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、日本人住民と外国人住民が、共に多文化共生の社会づくりを推
進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ち
た社会づくりが求められています。

⑦ 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者等への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

難病対策推進事業（障害福祉課）

難病相談・支援センターにおいて、難病患者およびその家族を対象に講演会や交流会、ピアカウンセリングを実施しました。また、難病医療連携協議会にて受入病院の連携を図りました。保健所では、圏域内の関係機関調整や従事者研修会、災害対応における検討等を行いました。

○難病相談支援センター相談件数

平成29年度：1, 269件、平成28年度：1, 326件、

平成27年度：1, 686件

○難病ボランティア養成講座延べ参加者

平成29年度：9名、平成28年度：28名、平成27年度：14名

○難病医療連携協議会相談件数

平成29年度：206件、平成28年度：159件、

平成27年度：127件

《課題》

少子・高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ(生活の質)の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進める必要があります。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから社会復帰が困難な状況にあります。

⑧ 犯罪被害者等

●平穏な日常生活への復帰の支援

●犯罪被害者を支える社会づくり

●施策推進のための体制整備

犯罪被害者等支援事業 **拡**（県民活動生活課、警察県民センター）

犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、早期から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行いました。

また、性暴力被害者の支援に特化し、24時間ホットラインをはじめとした総合的ケアを行う「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」



による支援を行いました。

○総合窓口 相談件数

平成29年度 751件、平成28年度 733件、平成27年度561件

○SATOCO 支援件数

平成29年度 1,041件、平成28年度 901件、

平成27年度 733件

犯罪被害者等支援コーディネーター事業 **新** (県民活動生活課)

専門的知識を持った支援コーディネーターを配置し、被害者に寄り添った途切れない支援を実施しました。また、県内6地域でパネル展および出張面接相談を実施し、被害者支援の理解と配慮の重要性を広報啓発しました。

○支援計画策定件数 54件

○パネル展および出張面接相談の開催 6地域

《課題》

犯罪被害者およびその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、犯罪被害者等の人権について特になどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「マスコミの取材によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されたりすること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「周囲の人やインターネット上で無責任なうわさ話をされる等の二次被害を受けること」、「犯罪被害者等の立場や気持ちについて、理解や認識が十分でないこと」の順となっています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、平成30年(2018年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが必要です。

⑨ その他

このほかの対象者別の人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ホームレス
- 刑を終えた人・保護観察中の人等
- 性同一性障害者・同性愛者等
- アイヌの人々
- 拉致被害者等

人権啓発活動推進費（人権施策推進課）

県民に、性の多様性について正しく理解し、認識を深めていただくため、啓発広告の放送や相談機関関係者を対象にした研修会を実施しました。

○テレビスポット広告「多様な性」編

びわこ放送 12月1日～12月10日

○滋賀県人権相談ネットワーク協議会研修会

「多様な性(セクシュアリティ)」の理解と対応 参加者44名



人権教育研究推進事業（人権教育課）

性の多様性が認められ、誰もが自分らしく安心して過ごすことができる学校、幼稚園、保育園・所づくりの一層の推進を図るため、教職員向けリーフレット「性の多様性を考える」を作成しました。



《課題》

刑を終えた人、保護観察中の人（仮釈放者、少年院仮退院者など）やその家族に対する偏見から就職や住居の確保などのときに差別されることがあり、社会復帰が困難となっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。特に、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、刑務所入所中から出所後の住む場所や福祉サービスなどについて調整を行う、いわゆる出口支援や、刑事手続き段階から司法と福祉の関係機関が連携し、不起訴処分や執行猶予になった場合に地域生活する上で必要となる支援を行う、いわゆる入口支援の双方からの取組が求められています。

また、性同一性障害者や同性愛者等の方々については、社会の理解がまだ十分ではないため、周囲の偏見や誤解をおそれて本当の自分を打ち明けられず、様々な生きづ

らさを抱えていると考えられます。人権に関する県民意識調査(平成28年度)では、性同一性障害者・同性愛者等の人権について特にどのようなことが問題だと思えるかをたずねたところ、「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高くなっています。

一人ひとりが違いを認め合い、誰もが自分らしく生きていける社会の実現に向けた教育・啓発活動を進め、人権意識のさらなる高揚を図ることが大切です。

2 その他の人権課題

このほかの対象者が特定されない人権課題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めています。

- ① 個人情報の保護
- ② インターネットによる人権侵害
- ③ ヘイトスピーチ
- ④ 災害発生時の人権問題

インターネット人権啓発事業(人権施策推進課)

インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催しました。

また、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、広く県民に啓発するため、テレビスポット広告の放送や、啓発リーフレットの配付を行いました。

○インターネット人権啓発事業研修会

1回 参加者48名

○リーフレットの作成(A4二つ折り/4ページ)

「ジケンダーと3つの約束～スマホとの付き合い方～」

県内の全ての新中学1年生に配布

○テレビスポット広告「インターネット」編

びわ湖放送 8月12日～9月1日



《課題》

高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した、他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。このため、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について教育・啓発を推進する必要があります。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めています。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、新たな差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。本県においても、平成28年3月に改定した「滋賀県人権施策推進計画」において、ヘイトスピーチを新たに重要課題として取り上げており、今後も法務省等と連携した効果的な啓発に取り組んでいく必要があります。